

福岡出入国在留管理局資料一覧

- 1 九州・沖縄地域の技能実習生の在留状況
- 2 技能実習法に基づく行政処分等の状況
- 3 技能実習生の失踪者数の推移
- 4 都道府県別失踪技能実習生数
- 5 職種別・技能実習生失踪者数
- 6 外国人技能実習生の失踪を発生させないために
- 7 技能実習生の支払い費用に関する実態調査について
- 8 技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する実態調査について
- 9 妊娠・出産に係るリーフレット
- 10 妊娠中の技能実習生のみなさんへ
- 10-2 〃 (やさしい日本語)
- 11 外国人を雇用する事業主の皆様へ
- 12 有識者会議中間報告書（案）（概要）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

九州・沖縄地域における技能実習制度の現状 と課題について

～令和5年度技能実習法に係る九州沖縄地域協議会～

令和5年6月16日

福岡出入国在留管理局留学・研修審査部門

1 九州・沖縄地域の技能実習生の在留状況

(1) 在留技能実習生数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年6月末
福岡	11,324	14,485	13,331	10,284	12,169
佐賀	2,636	3,370	2,929	2,164	2,399
長崎	2,879	3,226	2,865	2,092	2,352
熊本	7,232	9,167	8,048	6,162	7,257
大分	3,641	4,492	3,959	2,914	3,660
宮崎	3,147	4,042	3,666	2,878	3,299
鹿児島	4,835	6,215	5,717	4,706	5,261
沖縄	2,015	3,119	2,978	2,177	2,237
九州・沖縄合計	37,709	48,116	43,493	33,377	38,634

※平成30年から令和3年は各年末現在、令和4年は6月末現在の在留資格「技能実習1号イ・ロ」、「技能実習2号イ・ロ」及び「技能実習3号イ・ロ」に係る在留外国人数

(2) 在留外国人に占める技能実習生の割合(令和4年6月末)

	総数	技能実習生	技能実習生の割合
福岡	85,065	12,169	14.3%
佐賀	7,333	2,399	32.7%
長崎	10,397	2,352	22.6%
熊本	18,807	7,257	38.6%
大分	14,307	3,660	25.6%
宮崎	8,007	3,299	41.2%
鹿児島	13,064	5,261	40.3%
沖縄	20,437	2,237	10.9%
九州・沖縄合計	177,417	38,634	21.8%
全 国	2,961,969	327,689	11.1%
九州・沖縄の割合	6.0%	11.8%	

※令和4年6月末現在の在留資格「技能実習1号イ・ロ」、「技能実習2号イ・ロ」及び「技能実習3号イ・ロ」に係る在留外国人数

○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

令和5年6月9日現在

	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	44	29	427	5,679	15
平成30年度	1	0	8	151	1
令和元年度	4	0	23	244	2
令和2年度	13	2	77	1,001	6
令和3年度	13	10	177	2,080	6
令和4年度	12	15	114	1,723	0
令和5年度	1	2	28	480	0

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和4年上半期)

\	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 上半期
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	3,798
ベ ト ナ ム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	2,786
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	361
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	367
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	146
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	56
タ イ	64	50	34	37	95	82	61	62	74	26
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47	20
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31	18
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1	1
ラ オ ス	-	-	-	-	-	14	16	3	8	3
そ の 他	149	242	178	187	185	54	24	34	16	14

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「バングラデシュ」及び「ラオス」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「バングラデシュ」及び「ラオス」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

都道府県別失踪技能実習生数

都道府県名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年上半期
総計	9,052	8,796	5,885	7,167	3,798
北海道	273	283	154	192	114
青森県	77	43	44	52	39
岩手県	79	65	31	38	15
宮城県	122	122	66	55	31
秋田県	15	14	24	39	6
山形県	40	48	46	49	31
福島県	91	86	57	77	41
茨城県	562	477	320	417	180
栃木県	141	152	94	131	54
群馬県	224	219	157	152	88
埼玉県	481	526	382	397	220
千葉県	496	550	357	384	185
東京都	598	538	367	385	229
神奈川県	367	355	275	336	172
新潟県	68	71	54	61	41
富山県	157	174	100	144	39
石川県	82	132	90	77	56
福井県	125	122	101	103	46
山梨県	25	35	31	38	28
長野県	189	196	89	100	57
岐阜県	360	278	208	215	124
静岡県	256	234	140	188	112
愛知県	833	729	517	572	298
三重県	165	178	134	141	76
滋賀県	61	52	64	56	34
京都府	82	95	94	76	52
大阪府	444	397	307	454	256
兵庫県	205	168	135	208	134
奈良県	61	60	37	63	26
和歌山県	22	17	23	28	16
鳥取県	53	47	15	32	13
島根県	37	48	35	37	20
岡山県	193	199	109	183	87
広島県	363	313	198	234	115
山口県	106	153	66	97	45
徳島県	97	78	31	81	35
香川県	175	156	64	80	51
愛媛県	128	109	71	133	66
高知県	46	47	20	36	9
福岡県	347	346	247	350	152
佐賀県	59	76	30	47	32
長崎県	108	90	59	78	44
熊本県	244	266	156	133	81
大分県	114	71	68	82	61
宮崎県	104	141	72	88	58
鹿児島県	111	168	92	121	70
沖縄県	66	72	54	127	59

(注) 都道府県は、実習実施者の所在地。

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	1,142	
	2	畜産農	200	
		小計	1,342	
漁業関係	3	漁船	16	
	4	養殖	120	
		小計	136	
建設関係	5	土木	8	
	6	建築板金	32	
	7	冷凍空調機器施工	23	
	8	建築器具製作	8	
	9	建築大工	143	
	10	型枠施工	525	
	11	鉄筋施工	412	
	12	とび	1,389	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	36	
	15	かわらぶき	30	
	16	左官	125	
	17	配管	126	
	18	熱絶縁施工	19	
	19	内装仕上げ施工	155	
	20	サッシ施工	14	
	21	防水施工	158	
	22	コンクリート圧送施工	43	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	21	
	25	建設機械施工	332	
	26	建築	0	
			小計	3,615
	食品製造関係	27	缶詰巻縮	6
		28	食鳥処理加工	58
		29	加熱性水産加工食品製造	177
30		非加熱性水産加工食品製造	287	
31		水産練り製品製造	10	
32		牛豚食肉処理加工	54	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	33	
34		パン製	25	
35	そう菜製	211		
		小計	861	
繊維・衣服関係	36	紡績運転	21	
	37	織布運転	27	
	38	染色	13	
	39	ニット製品製	7	
	40	たて編ニット生地製	2	
	41	婦人子供服製	504	
	42	紳士服製	28	
	43	下着類製	4	
	44	寝具製	7	
	45	力ベット製	3	
	46	帆布製品製	45	
	47	布はく縫製	7	
	48	座席シート縫製	21	
		小計	689	
機械・金属関係	49	鑄造	59	
	50	鍛造	3	
	51	ダイカスト	12	
	52	機械加工	107	
	53	金属プレス加工	124	
	54	鉄工	82	
	55	工場板金	22	
	56	めっき	23	
	57	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	58	仕上げ	23	
	59	機械検査	31	
	60	機械保全	41	
	61	電子機器組立て	94	
	62	電気機器組立て	8	
	63	プリンター配線板製造	4	
		小計	634	
その他	64	家具製	37	
	65	印刷	18	
	66	製本	23	
	67	プラスチック成形	155	
	68	強化プラスチック成形	13	
	69	塗装	300	
	70	溶接	405	
	71	工業包装	137	
	72	紙器・段ボール箱製造	15	
	73	陶磁器工業製品製造	2	
	74	自動車整備	16	
	75	ビルクリーニング	36	
		小計	1,157	
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618	
		合計	9,052	

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	924	
	2	畜産農	208	
	小計		1,132	
漁業関係	3	漁船漁	15	
	4	養殖	97	
	小計		112	
建設関係	5	さく井	6	
	6	建築板金	39	
	7	冷凍空気調和機器施工	23	
	8	建築器具製作	13	
	9	建築大工	144	
	10	型枠施工	487	
	11	鉄筋施工	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	熱絶縁施工	15	
	19	内装仕上げ施工	137	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	147	
	22	コンクリート圧送施工	47	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	23	
	25	建設機械施工	386	
	26	築炉	0	
	小計		3,592	
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理工業	51
		29	加熱性水産加工食品製造業	155
30		非加熱性水産加工食品製造業	257	
31		水産練り製品製造業	25	
32		牛豚食肉処理工業	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	29	
34		パン製業	40	
35		そいう菜製業	276	
36		農産物漬物製業	5	
小計		890		
繊維・衣服関係	37	紡績運転	15	
	38	織布運	22	
	39	染色	11	
	40	ニット製品製造	5	
	41	たて編ニット生地製	4	
	42	婦人子供服製	397	
	43	紳士服製	25	
	44	下着類製	9	
	45	寝具製	18	
	46	カーペット製	3	
	47	帆布製品製	19	
48	布はく縫製	7		
49	座席シート縫製	21		
小計		556		
機械・金属関係	50	鋳造	57	
	51	鍛造	0	
	52	ダイカスト	15	
	53	機械加工	156	
	54	金属プレス加工	115	
	55	鉄工	77	
	56	工場板金	45	
	57	めっき	35	
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	
	59	仕上げ	29	
	60	機械検査	30	
	61	機械保全	38	
	62	電子機器組立て	116	
	63	電気機器組立て	20	
	64	プリント配線板製造	3	
	小計		741	
その他	65	家具製作	42	
	66	印刷	22	
	67	製本	20	
	68	プラスチック成形	186	
	69	強化プラスチック成形	16	
	70	塗装	318	
	71	溶接	416	
	72	工業包装	108	
	73	紙器・段ボール箱製造	26	
	74	陶磁器工業製品製造	5	
	75	自動車整備	33	
	76	ビルクリニグ	37	
	77	介護	3	
	78	リネンサブライ	20	
小計		1,252		
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
合計			8,796	

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	544	
	2	畜産業	101	
		小計	645	
漁業関係	3	漁業	8	
	4	養殖業	54	
		小計	62	
建設関係	5	さく井	5	
	6	建築板金	44	
	7	冷凍空気調和機器施工	17	
	8	建築器具製作	3	
	9	建築大工	126	
	10	型枠施工	312	
	11	鉄筋施工	313	
	12	とび	979	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	26	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	82	
	17	配管	110	
	18	熱絶縁施工	11	
	19	内装仕上げ施工	131	
	20	サッシ施工	13	
	21	防水施工	106	
	22	コンクリート圧送施工	34	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	14	
	25	建設機械施工	322	
	26	築炉	7	
			小計	2,693
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工	30
		29	加熱性水産加工食品製造	60
30		非加熱性水産加工食品製造	147	
31		水産練り製品製造	16	
32		牛豚食肉処理加工	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	
34		パン製造	16	
35		そう菜製造	180	
36		農産物漬物製造	3	
37	医療・福祉施設給食製造	0		
		小計	507	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	
	39	織布運転	20	
	40	染色	10	
	41	ニット製品製造	14	
	42	たて編ニット生地製造	4	
	43	婦人子供服製造	249	
	44	紳士服製造	18	
	45	下着類製造	4	
	46	寝具製作	2	
	47	カーベット製造	1	
	48	帆布製品製造	14	
49	布はく縫製	4		
50	座席シート縫製	23		
		小計	381	
機械・金属関係	51	鋳造	36	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	9	
	54	機械加工	78	
	55	金属プレス加工	71	
	56	鉄工	58	
	57	工場板金	29	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	
	60	仕上げ	17	
	61	機械検査	32	
	62	機械保全	23	
	63	電子機器組立て	59	
	64	電気機器組立て	16	
	65	プリント配線板製造	7	
		小計	454	
その他	66	家具製作	23	
	67	印刷	9	
	68	製本	11	
	69	プラスチック成形	114	
	70	強化プラスチック成形	8	
	71	塗装	212	
	72	溶接	281	
	73	工業包装	101	
	74	紙器・段ボール箱製造	30	
	75	陶磁器工業製品製造	6	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリーニング	53	
	78	介護	7	
	79	リネンサブライ	17	
	80	コンクリート製品製造	0	
	81	宿泊	0	
		小計	899	
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	
		合計	5,885	

職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	587	
	2	畜産業	91	
小計			678	
漁業関係	3	漁業	5	
	4	養殖業	50	
小計			55	
建設関係	5	土木建築業	10	
	6	建築業	60	
	7	冷凍空調機器施工	25	
	8	建築器具製作	6	
	9	建築大工	157	
	10	型枠施工	477	
	11	鉄筋施工	394	
	12	とび	1,527	
	13	石材施工	18	
	14	タイル張り	32	
	15	かわらぶき	26	
	16	左官	94	
	17	配管	125	
	18	熱絶縁施工	28	
	19	内装仕上げ施工	165	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	149	
	22	コンクリート圧送施工	40	
	23	ウエルポイント施工	2	
	24	表装	26	
	25	建設機械施工	453	
	26	築炉	9	
	小計			3,838
	食品製造関係	27	缶詰巻締業	9
		28	食鳥処理加工業	29
		29	加熱性水産加工食品製造業	70
30		非加熱性水産加工食品製造業	144	
31		水産練り製品製造業	11	
32		牛豚食肉処理加工業	19	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	11	
34		パン製造業	21	
35		そいう菜製造業	175	
36		農産物漬物製造業	3	
37	医療・福祉施設給食製造業	6		
小計			498	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	
	39	織布運転	24	
	40	染色	5	
	41	ニット製品製造業	11	
	42	たて編ニット生地製造業	3	
	43	婦人子供服製造業	277	
	44	紳士服製造業	19	
	45	下着類製造業	6	
	46	寝具製作	7	
	47	カーペット製造業	0	
	48	帆布製品製造業	20	
	49	布はく縫製業	5	
	50	座席シート縫製業	23	
小計			409	
機械・金属関係	51	鋳造	44	
	52	鍛造	1	
	53	ダイカスト	11	
	54	機械加工	73	
	55	金属プレス加工	63	
	56	鉄工	84	
	57	工場板金	23	
	58	めっき	21	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	60	仕上げ	25	
	61	機械検査	36	
	62	機械保全	24	
	63	電子機器組立て	38	
	64	電気機器組立て	14	
	65	プリント配線板製造業	3	
小計			461	
その他	66	家具製作	32	
	67	印刷	22	
	68	製本	8	
	69	プラスチック成形	122	
	70	強化プラスチック成形	27	
	71	塗装	263	
	72	溶接	354	
	73	工業包装	132	
	74	紙器・段ボール箱製造業	26	
	75	陶磁器工業製品製造業	5	
	76	自動車整備	43	
	77	ビルクリーニング	74	
	78	介護	23	
	79	リネンサブライ	16	
	80	コンクリート製品製造業	9	
	81	宿泊	0	
82	RF製造業	0		
83	鉄道施設保守整備	0		
84	ゴム製品製造業	0		
小計			1,156	
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	
合計			7,167	

技能実習生の職種別失踪者数(令和4年上半期)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	345	
	2	畜産農	58	
	小計		403	
漁業関係	3	漁船漁	2	
	4	養殖	25	
	小計		27	
建設関係	5	さく井	12	
	6	建築板金	41	
	7	冷凍空気調和機器施工	21	
	8	建築器具製作	4	
	9	建築大工	69	
	10	型枠施工	246	
	11	鉄筋施工	165	
	12	とび	735	
	13	石材施工	8	
	14	タイル張り	19	
	15	かわらぶき	7	
	16	左官	70	
	17	配管	82	
	18	熱絶縁施工	25	
	19	内装仕上げ施工	93	
	20	サッシ施工	6	
	21	防水施工	51	
	22	コンクリート圧送施工	22	
	23	ウェルポイント施工	4	
	24	表装	18	
	25	建設機械施工	313	
	26	築炉	5	
	小計		2,016	
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工	10
		29	加熱性水産加工食品製造業	40
30		非加熱性水産加工食品製造業	56	
31		水産練り製品製造	9	
32		牛豚食肉処理加工業	9	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	8	
34		パン製	19	
35		そう菜製造業	109	
36		農産物漬物製造業	1	
37		医療・福祉施設給食製造	8	
小計		275		
繊維・衣服関係	38	紡績運転	2	
	39	織布運	3	
	40	染色	2	
	41	ニット製品製造	6	
	42	たて編ニット生地製造	1	
	43	婦人子供服製	105	
	44	紳士服製	5	
	45	下着類製	7	
	46	寝具製	4	
	47	力一ベット製	2	
	48	帆布製品製	6	
	49	布はく縫製	2	
	50	座席シート縫製	16	
小計		161		
機械・金属関係	51	鋳造	13	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	6	
	54	機械加工	32	
	55	金属プレス加工	34	
	56	鉄工	54	
	57	工場板金	21	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	
	60	仕上げ	8	
	61	機械検査	12	
	62	機械保全	17	
	63	電子機器組立て	8	
	64	電気機器組立て	13	
	65	プリント配線板製造	1	
	小計		236	
その他	66	家具製	15	
	67	印刷	8	
	68	製本	4	
	69	プラスチック成形	50	
	70	強化プラスチック成形	10	
	71	塗装	155	
	72	溶接	193	
	73	工業包装	82	
	74	紙器・段ボール箱製造	15	
	75	陶磁器工業製品製造	4	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリーニング	57	
	78	介護	23	
	79	リネンサブライ	10	
	80	コンクリート製品製造	15	
	81	宿泊	2	
	82	RPF製造	0	
	83	鉄道施設保守整備	0	
	84	ゴム製品製造	0	
85	鉄道車両整備	0		
小計		670		
社内検定型	86	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	10	
合計		3,798		

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



The screenshot shows a video player interface. On the left, there is a video thumbnail of a kitchen with staff in white uniforms. The main area is a blue menu with the following text:

- 8か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能
- 外国人技能実習機構
- ベトナム語 英語
- 中国語 タイ語
- インドネシア語 カンボジア語
- フィリピン語 ミャンマー語
- 母国語相談 //
- みなさんの母国語で相談を行うことができます

On the right side of the menu, there is a white silhouette of a person with a large red 'X' over it, and a caption below it: 決してこのような誘いには乗ってはいけません.

動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の費用負担に関する実態を把握するため、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

1 来日前の費用に関すること

（1）来日前の支払い費用の総額

来日前に母国の送出機関又は仲介者（送出機関以外）に支払った費用の総額の平均値は、54万2,311円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

支払費用総額 (n=1,369)	ベトナム (n=659)	中国 (n=281)	カンボジア (n=68)	ミャンマー (n=80)	インドネシア (n=242)	フィリピン (n=39)
平均値（円）	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

（2）送出機関に支払った費用

来日前に母国の送出機関に何らかの費用を支払っている技能実習生は約85%。支払費用の平均値は、52万1,065円であり、国籍別の状況及び主な内訳別の平均支払額は下表のとおり。

	支払費用総額 (n=1,336…①)	主な内訳別平均支払額 (n=539…②)		
		派遣手数料	事前教育費用	保証金・違約金
ベトナム (①632, ②212)	656,014	320,272	94,302	29,339
中国 (①277, ②127)	578,326	371,629	58,831	5,952
カンボジア (①68, ②26)	571,560	429,788	109,144	14,051
ミャンマー (①80, ②34)	287,405	206,627	44,736	3,124
インドネシア (①242, ②115)	231,412	100,767	60,299	25,479
フィリピン (①37, ②25)	94,191	10,870	37,905	5,783
全体	521,065	269,303	73,663	19,503

（3）仲介者（送出機関以外）に支払った費用

来日前に母国の仲介者（送出機関以外）に何らかの費用を支払っている技能実習生は約11%であり、支払費用の平均値は、33万5,378円。

（4）来日するための借金

来日前に母国で借金をしている技能実習生は約55%。平均値は54万7,788円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

借金総額 (n=993)	ベトナム (n=618)	カンボジア (n=65)	中国 (n=50)	ミャンマー (n=44)	インドネシア (n=130)	フィリピン (n=86)
平均値（円）	674,480	566,889	528,847	315,561	282,417	153,908

2 来日後の給料（来日前に説明を受けたもの）に関すること

- 来日前に説明を受けた給料の平均値は、14万9,146円。
- 実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生が約79%、「期待より少ない」と回答したものは約21%。
- 「期待より少ない」の理由は、「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が約63%、「日本での給料の支払方法（税金や保険などが差し引かれること）を知らなかった」との回答が約33%となった。

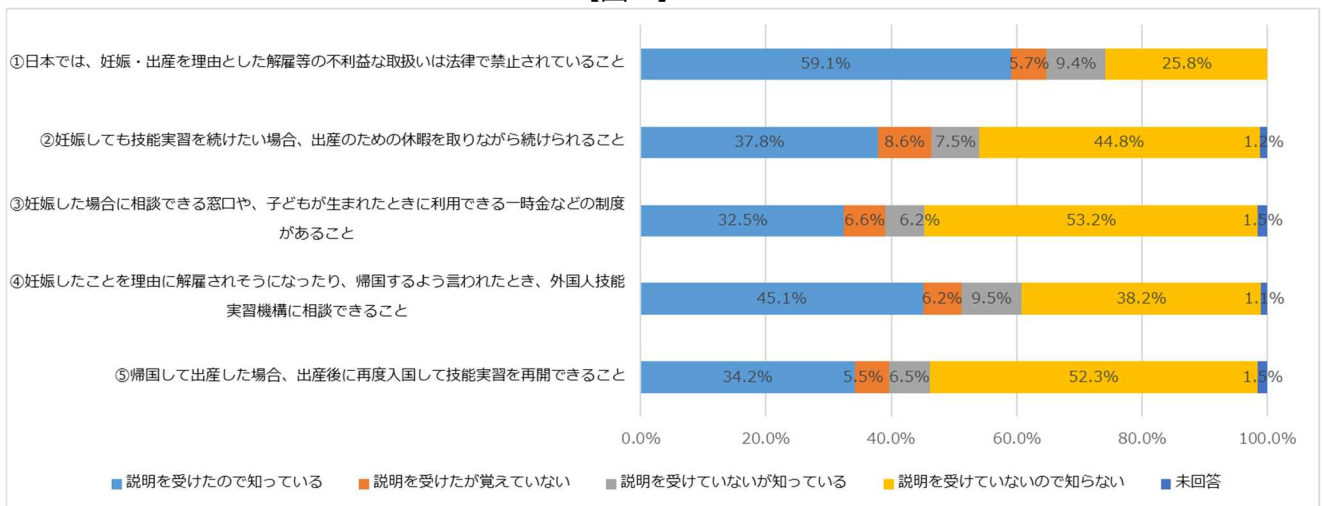
技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する 実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の妊娠・出産に係る取扱いに関する実態を把握するため、外国人技能実習機構による実地検査の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

1 妊娠・出産に係る制度の認知・説明状況に関すること

妊娠・出産に係る制度のうち、妊娠・出産を理由とした不利益取扱いの禁止について、監理団体、実習実施者又は送出機関（以下「監理団体等」という。）から説明を受けて知っている者の割合は約60%、外国人技能実習機構に相談できることについては約45%であった。その他、出産のための休暇制度、妊娠に係る相談窓口や出産一時金の制度、帰国後に再入国して実習が可能であることについては、説明を受けて知っている者の割合がいずれも3～4割であった【図1】。

【図1】



2 監理団体や実習実施者、送出機関による不適正な取扱いに関すること

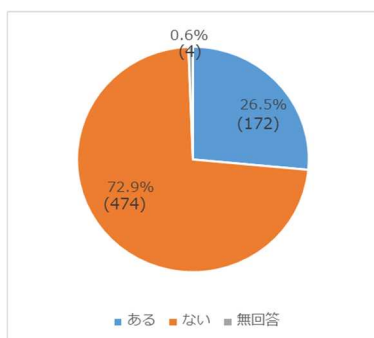
(1) 不適正な発言（妊娠したら仕事を辞めてもらう等の発言）

監理団体等から不適正な発言を受けたことがある技能実習生の割合は、26.5%となった【図2】。そのうち、送出機関から言われた者の割合が73.8%と最も高く、監理団体が14.9%、実習実施者が11.3%となっている。

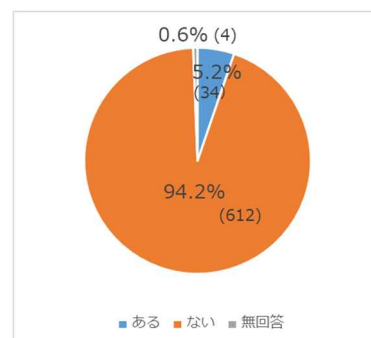
(2) 不適正な契約（妊娠したら仕事を辞める等の内容の契約）

監理団体等との間で不適正な内容を含む契約を締結したことがある技能実習生の割合は5.2%となった【図3】。そのうち、送出機関との間で不適正な内容を含む契約をした者の割合が70.3%と最も高く、監理団体が21.6%、実習実施者が8.1%となっている。

【図2】



【図3】



妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

- ・日本では、妊娠したことで解雇することは法律で禁止しています。
- ・送出国機関や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたに帰国を強制することは許されません。**
- ・解雇されそうになったり帰国するよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。**OTITが支援します。※連絡先は裏面を見てください

妊娠したらどうしたらいいの？

- ☑ 妊娠に気付いたら、監理団体の相談窓口や実習実施先の責任者に妊娠したことを伝えましょう。
- ☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所の相談窓口にも相談できます。
※連絡先は裏面を見てください
- ☑ 住んでいる市町村の窓口で、妊娠の届出をしましょう。
- ☑ 市町村の窓口で、母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券などが貰えるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受診しましょう。

妊娠しても働けるの？

- ☑ 日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることは禁止されています。あなたが希望すれば、技能実習を続けることができます。
- ☑ 日本では、子どもが生まれる予定日の6週間前から仕事を休むことができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金（いつもの賃金の平均6割程度）が支払われます。

出産後、技能実習を続けられる？

- ☑ 日本では出産後、あなたの身体の健康のため、原則8週間は仕事をすることができません。そのあと、技能実習を再開することができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金（いつもの賃金の平均6割程度）が支払われます。

- ☑ 技能実習を中断し、帰国して出産した場合も、再度入国して技能実習を再開することができます。（手続きが必要です。）
- ☑ 技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。技能実習の再開や再開時期の希望を監理団体・実習実施者に伝えましょう。

相談先

お困りごとは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください
(電話またはメールでの相談が可能です)

対応言語	対応日時	電話番号	OTIT 母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

妊娠中の心配ごとをはじめとした生活に関するお困りごとは住んでいる地域の相談窓口でも相談できます

地域における相談窓口 (外国人生活支援ポータルサイト)	http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf ※各窓口によって対応可能な言語が異なります。
多言語生活相談窓口 ((一財)自治体国際化協会)	http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html

「生活・就労ガイドブック」にも
出産・子育てに関する情報が載っています

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



対応言語：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語

- 日本では、妊娠（子どもがお腹にいること）したことで仕事をやめさせることは法律で禁止しています。
- 送出国や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、あなたが実習を続けたいのにあなたを国に帰すことは許されません。
- 仕事をやめさせられそうになったり国に帰るよう言われたら、外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。OTITが助けます。

※連絡先は裏のページを見てください

妊娠したらどうしたらいいの？

- 妊娠したら、監理団体の相談できる場所や実習している場所の人に妊娠したことを知らせましょう。
- 外国人技能実習機構や、住んでいる場所にも相談できる場所があります。※連絡先は裏のページを見てください
- 住んでいる場所の手続きをするところで、妊娠の届けを出しましょう。
- 住んでいる場所の手続きをするところで、母子健康手帳（お腹に赤ちゃんがいるひとが、住んでいるまちの役所からもらう手帳です。赤ちゃんやお母さんの健康などについて書くものです。）と妊婦健康診査（住んでいるまちの役所が赤ちゃんが健康かどうか調べることです）の受診券などがもらえるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

妊娠しても働けるの？

- 日本では、妊娠などを理由に仕事をやめさせることやあなたに不利になることすることは禁止されています。あなたが実習を続けたいのなら、技能実習を続けることができます。
- 日本では、子どもが生まれる予定の日の6週間前から仕事を休むことができます。仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険（会社で働いているひとが入る保険です。みんなからお金を集めて、けがや病気で病院に行く人を助ける制度です）から、出産手当金（いつもの給料の60%ほどのお金です）がもらえます。

赤ちゃんを産んだ後、技能実習を続けられる？

- 日本では赤ちゃんを産んだ後、あなたの健康のため、8週間仕事をするのができません。そのあと、もう一度技能実習をはじめることができます。

仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から出産手当金がもらえます。

- 技能実習を一時中止し、国に帰って赤ちゃんを産んだ場合も、もう一度日本に来て技能実習をはじめることができます。（手続きが必要です。）
- 技能実習を一時中止したあとに、もう一度技能実習をはじめるためには、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。いつからはじめたいのか監理団体・実習実施者に知らせましょう。

困ったときは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください
(電話やメールで相談が可能です)

相談できる言葉	相談できる日と時間	電話番号	OTIT URL
ベトナム語	月曜日～金曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月曜日、水曜日、金曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火曜日、木曜日 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火曜日、木曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火曜日、木曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木曜日、日曜日 11:00～19:00 (日曜日：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木曜日 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火曜日 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

妊娠中の心配なことや生活していて困ったことがあれば
住んでいる地域の相談できるところでも相談できます

外国人生活支援ポータルサイト	http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf ※地域によって相談できる言葉がちがいます。
多言語生活相談窓口 (一財)自治体国際化協会	http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html

「生活・就労ガイドブック」にも赤ちゃんを産むことや育てることについて情報が書いてあります

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

書いてある言葉：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語



外国人の適正な雇用にご協力ください

外国人の方々が、その能力を十分に発揮できるよう、外国人の人権に十分配慮した上で、より良い就労・生活環境の整備に努めていただくことにより、日本人と外国人がともに安全に安心して暮らせる共生社会の実現に向けてご協力をお願いします。

外国人の適正な雇用における注意点

外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。そのため、出入国管理関係法令や労働関係法令の遵守に加えて、以下のような点にご注意ください。

●異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあることに注意が必要です(円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。)

●外国人を雇用するに当たっては、あらかじめ雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などを丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や取りの額を示すなど、より具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

●外国人労働者の人権に十分に配慮し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの人権侵害等の不適正な行為がないか、適切に確認を行ってください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ解雇する旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は許されません。



外国人を雇用した時は…

▶事業主の方からハローワークへの届出

外国人(「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。)を雇用する事業主の方には、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられていますので、**外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください(この届出を怠ると罰則適用の対象となります。)**

届出詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※「外国人雇用状況の届出」には在留カード番号の記載が必要です。在留カード番号は、在留カード右上に12桁の英数字で記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



▶外国人本人から出入国在留管理庁への届出

雇用関係が在留資格の基礎となっている外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに契約を締結したり、別の所属機関に移籍した場合には、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001351302.pdf>



不法就労防止にご協力ください

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の **3** つの場合です。



1

不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例)
- 密入国した人や在留期限の切れた人が働く
 - 退去強制されることが既に決まっている人が働く

2

就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例)
- 観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
 - 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3

出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

- (例)
- 外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
 - 留学生が許可された時間数を超えて働く

注意!

事業主も処罰の対象となります!!



- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)

⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金

※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

⇒退去強制の対象

- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人

⇒30万円以下の罰金

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には、**地方出入国在留管理局へ連絡したり出頭を促す**などしてください!

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。所持していなくても就労できる場合については「在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。



参考 仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免は、入管法に基づく退去強制手続を受けている外国人について、病气その他やむを得ない事情がある場合に条件を付して、一時的に収容を停止し、例外的に身柄の拘束を解く措置です。

仮放免された外国人は退去強制手続中という立場であるため、原則として、仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」との条件が付されており、就労することはできません。なお、仮放免された外国人に当該条件が付されていないときなど、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カードの見方



ポイント
①

在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合

→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合

→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中の人については、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合

→就労内容に制限はありません。



ポイント
②

在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」

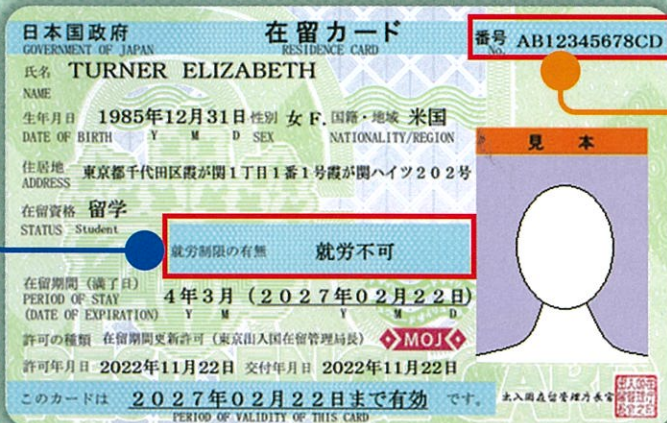
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

- ②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」

(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

- ③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」

(資格外活動許可書を確認してください。)



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記、「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。



在留カード等番号失効情報照会ページ

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



在留カード等読取アプリケーション

<https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>



「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>

このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽造されていないかを簡単に確認することができます。

アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。



動画ライブラリー

https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html



在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

お問い合わせはこちらへ

①入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

- 外国人在留総合インフォメーションセンター

☎ 0570-013904

(IP電話・海外からは 03-5796-7112)

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



- 地方出入国在留管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



②技能実習制度に関するお問い合わせ

- 外国人技能実習機構コールセンター

☎ 03-3453-8000

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

<https://www.otit.go.jp/contact/>



③在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

- 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

☎ 0570-011000

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

- 地域の相談窓口一覧

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



- ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター(東京)

☎ 03-3202-5535

外国人総合相談センター(埼玉)

☎ 048-833-3296

浜松外国人総合支援ワンストップセンター

☎ 053-458-1510

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



生活・就労ガイドブック ~日本で生活する外国人の皆さんへ~

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_index.html



外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ地域社会を共に支える一員として外国人を適正に受け入れ、我が国で能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現する必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論 点	現 状	新たな制度
制度目的と実態を踏まえた制度の在り方	人材育成を通じた国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討 • 特定技能制度は引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論
外国人が成長しつつ、中長期に活躍できる制度（キャリアパス）の構築	職種が特定技能の分野と不一致	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論） • 現行は対象分野でない技能実習職種の特定技能対象分野への追加及び特定技能2号の対象分野の追加について、必要性を前提に検討
受入れ見込数の設定等の在り方	受入れ見込数の設定のプロセスが不透明	業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込み数等の設定、対象分野の追加等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る
転籍の在り方（技能実習）	原則不可	人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）
管理監督や支援体制の在り方	<ul style="list-style-type: none"> • 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある • 悪質な送出国が存在 	<ul style="list-style-type: none"> • 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体を厳しく適正化・排除する必要 • 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論） • 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る • 悪質な送出国の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化
外国人の日本語能力向上に向けた取組	本人の能力や教育水準の定めなし	一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

我が国に在留する外国人は令和4年（2022年）末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。（過去最高）
受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定（217施策）。
今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
- 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討《施策7》
- 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援《施策8》
- 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討《施策14》

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《施策20》
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《施策23》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討《施策24》

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策35》
- F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《施策36》
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《施策37》
- 相談窓口の実情を踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備《施策44》

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進

- 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施《施策48》
- **やさしい日本語の翻訳ツールの活用等についての検討《施策49》**

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《施策52》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進《施策55》
- 外国人学校の保健衛生確保に向けた外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応《施策57》

「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《施策60》

「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

①留学生の就職等の支援

- 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援《施策68》
- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《施策88》

②就労場面における支援

- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策89》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《施策91》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進《施策94》

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《施策97》
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《**施策107**》

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《施策108》

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《施策21（再掲）》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《施策126》

特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討《施策137》
- ODAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成《施策139》

悪質な仲介事業者等の排除

- ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等《施策151》

海外における日本語教育基盤の充実等

- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進《施策152》

共生社会の基盤整備に向けた取組

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施《施策153》
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施《施策56（再掲）》

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《施策159》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施《施策160》

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進《施策162》
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化《施策163》
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討《施策164》
- 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討《施策165》
- オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討《施策166》
- マイナンバーカードの取得環境の整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討《施策167》
- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《施策6（再掲）》
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の搭載の在り方の検討及び搭載する情報等の収集《施策168》
- 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理《施策173》

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施《施策181》
- 先導的な地方公共団体の取組に対するデジタル田園都市国家構想交付金による支援の実施《施策183》
- **日系四世受入れ制度の見直しの実施《施策184》**
- 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進《**施策187**》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討《施策188》
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化《施策189》
- 外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等《施策191》

②留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策199》

③技能実習制度の更なる適正化

- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《施策99（再掲）》
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリーフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進《施策205》

④不法滞在者等への対策強化

- 入管法等改正法案の成立を踏まえた送還忌避者の縮減に向けた体制強化等《施策214》

※1：下線は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）」に関連しない施策、※2：施策番号が赤字のものは新規施策